

新潟県中越沖地震を受けた原子力安全・保安院の対応

平成19年7月

経済産業省

原子力安全・保安院

1. 原子力施設・主なライフライン等の被害状況

(1) 東京電力柏崎刈羽原子力発電所

- ・ 2, 3, 4, 7号機：地震により自動停止。
- ・ 1, 5, 6号機：定期検査中のため停止中。
- ・ 3号機タービン建屋外部の変圧器において火災発生。  
(12:10頃鎮火)
- ・ 6号機において微量の放射能を含んだ水の外部への漏えい。(その後の新潟県調査では人工放射性物質は検出せず(7月18日新潟県発表))
- ・ 7号機において主排気筒より放射性物質が検出。
- ・ 7月19日夜現在、地震によるトラブル67件を確認。
- ・ 柏崎市が消防法に基づく同法対象施設(軽油タンク等)の使用停止を命令。
- ・ 7月20日、柏崎刈羽原子力発電所7号機主排気筒からの放射性物質の放出が止まったことを確認。

(2) 電力供給

- ・ 地震発生時、中越地方を中心に、35,344戸で停電発生。
- ・ 7月18日夜、倒壊した家屋や屋内配線の安全性の確認ができない家屋等を除き、送電を完了。

(3) 都市ガス

- ・ 7月20日7:30時点で、柏崎市内を中心に34,000戸が供給停止。
- ・ ガス協会が1,100名超の応援隊を派遣し復旧作業中。
- ・ ガス協会等がカセットコンロ5,300台を確保

2. 原子力安全・保安院の対応

- (1) 7月16日、地震発生を受け、原子力安全・保安院災害対策本部を設置。
- (2) 同日、地震発生を受け、現地の保安検査官に加えて原子力防災課長を派遣。
- (3) 同日、総理大臣に経済産業大臣が随行し、現地を視察。
- (4) 同日、大臣を長とする経済産業省平成19年新潟県中越沖地震非常対策本部を設置。
- (5) 同日、柏崎刈羽原子力発電所において、基準地震動を超える地震動が

確認されたことから、東京電力に対し、地震観測データの分析と安全上重要な設備の耐震安全性の確認と報告を指示。

(6) 同日、総理大臣から経済産業大臣に対して、全国の原子力発電所について、

- ①国民の安全を第一とした安全性の確認
- ②国への厳格な報告体制の構築
- ③消防を含めた災害対策の確保を徹底するよう指示あり。

(7) 同日、総理大臣の指示を受け、柏崎刈羽原子力発電所において、変圧器の火災への事業者自らが行う消火活動に迅速さを欠いたこと、放射能を含む水の漏えいに関する関係省庁等への報告が遅れたことに対し、経済産業大臣が東電社長を呼び、以下の3点を指示。

- ① 原子力発電所内の火災についての自ら行う消火活動が出遅れたことの原因の究明と今後の対策について早急に報告すること。
- ② 放射性物質の遺漏についての報告が遅れた原因の徹底究明と今後の対応策について早急に報告すること。
- ③ 設計時に想定した地震動を超える地震動が観測されたことについて、柏崎刈羽原子力発電所の安全が確認されるまで、運転の再開を見合わせる。

(8) 同日、さらに、原子力発電所の安全性について、16日中に原子力施設を有する電力会社等に対して以下の2点を指示。

- ①原子力発電所内で発生した火災に対する事業者による消防活動の体制について早急に点検し、報告すること。
- ②放射能漏れ等の事故についての発電所から本社、本社から関係官庁への報告体制について、再度確認し報告すること。

(9) 7月17日、原子力安全・保安院から審議官をヘッドとする調査チーム4人を柏崎刈羽原子力発電所に派遣し、現地調査を実施。

(10) 原子力安全・保安院から、毎日夕刻に、柏崎刈羽原子力発電所の状況等について説明するプレスレクを継続。また、7月18日、外国特派員協会に対し、地震による柏崎刈羽原子力発電所への影響と原子力安全・保安院の対応を説明。

(11) 現地に派遣された審議官他保安検査官が、3号機の火災発生から沈

下に至る事実関係、6号機の放射性物質の漏えいに関する事実関係等を確認。

- (12) 各電力会社から、消防体制、報告体制についての報告を受けるとともに、大臣から各電力会社に対し、自衛消防体制の強化、迅速かつ厳格な事故報告体制の確立、国民の安全を第一とした耐震安全性の確認について指示。併せて、保安院から日本原子力研究開発機構に対し、消防体制の点検、報告体制の確認を指示。